

# 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会審査日程

日時 令和2年5月13日（水）

本会議終了後

場所 第2委員会室

## 付議事項

- 1 議案第61号 山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について（健康増進課）
- 2 議案第54号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について（財政課、健康増進課、商工労働課）
- 3 議案第58号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢福祉課）
- 4 議案第60号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について（国保年金課）
- 5 議案第59号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保年金課）
- 6 議案第55号 令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について（国保年金課）
- 7 議案第56号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）
- 8 議案第57号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

## 急患診療所における発熱者専用の内科診療（発熱外来）について

### 1 目的

新型コロナウイルスの感染症の対応として、山陽小野田市急患診療所において発熱者専用の内科診療（以下「発熱外来」という。）を開始することにより、地域住民の発熱や風邪などの症状による不安の解消を図るとともに、感染症の可能性のある市民を集約して診察することで地域医療体制を確保する。

### 2 開始日

令和2年5月18日（月）

### 3 開設場所

山陽小野田市急患診療所（山陽小野田市大字東高泊1947番地1）

### 4 開設日時

月～土曜日（祝日は除く） 12時30分から14時30分

### 5 対象

原則、山陽小野田市に居住する者で以下の全てに該当する者

- ・発熱がある者
- ・中学生以上の者

### 6 従事者

医師 1名 看護師 1名 医療事務 1名  
薬剤師 1名（不定期に出務）

### 7 運営手順

フローチャート参照（別紙1）

## 8 事業費

・歳出 14,578千円（一般財源）

（内訳）

	単位（千円）	詳細
消耗品費	92	用紙代、体温計、ポリ袋等
医薬材料費	723	薬剤
通信運搬費	40	電話通信料
委託料	13,566	出務費 ○医師 ○薬剤師 ○看護師 ○医療事務
機械器具費	157	パルスオキシメーター、携帯電話

・歳入 5,882千円（診察料）

## 9 周知方法

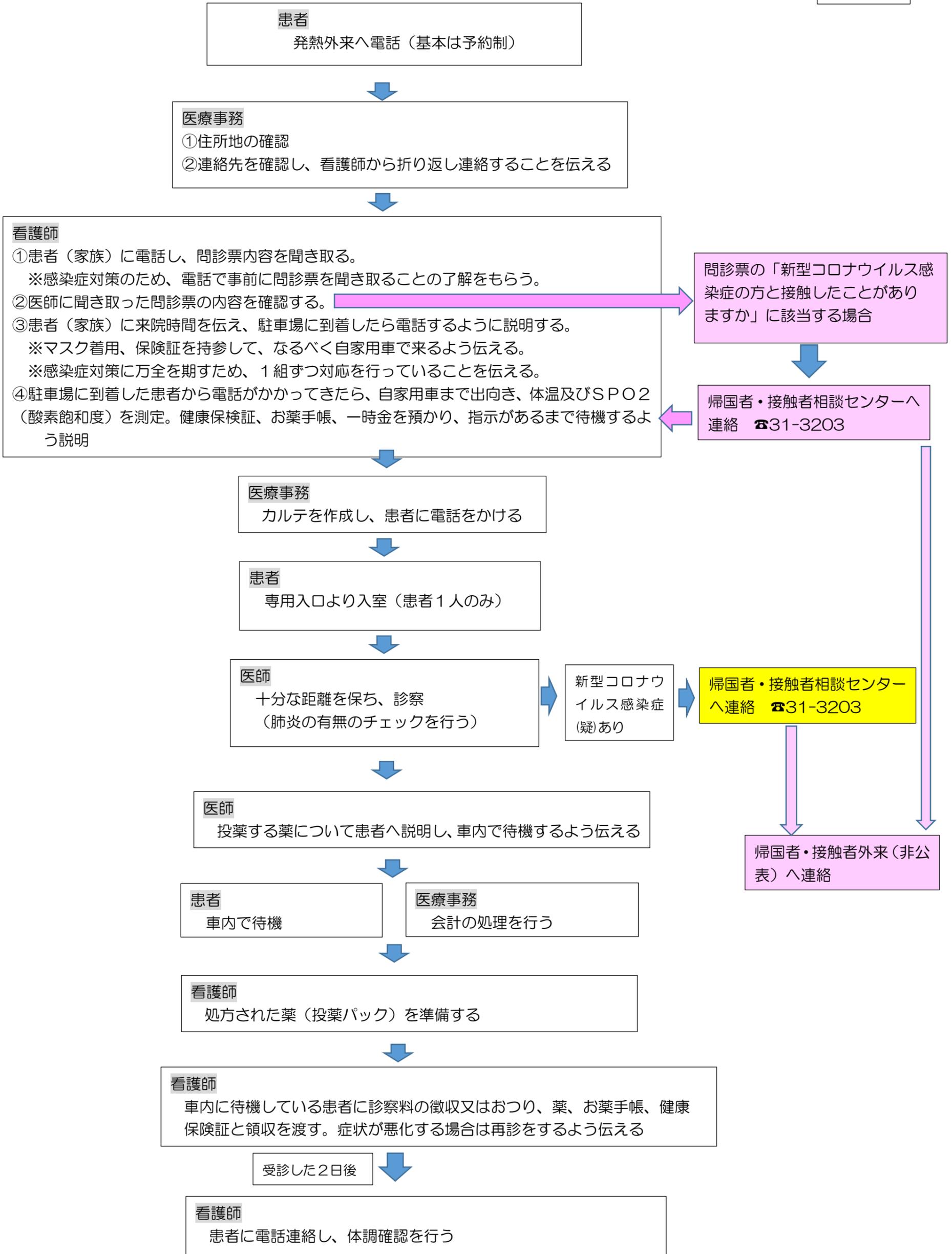
市内医療機関及び薬局、ドラッグストア等にチラシ、ポスターの配布  
市広報、ホームページ  
新聞 等

## 10 その他

発熱外来開設期間は、平日夜間内科診療（月～金 19時から22時  
30分）は休診とする

# 発熱外来フローチャート

別紙 1



## 【議案第54号】【商工労働課】

### 山陽小野田市事業継続給付金の交付について

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として本給付金を給付する。

#### 1 概 要

国が実施する持続化給付金に準じて給付する。

#### 2 対 象

市内に事業所を有する中小企業または個人事業主もしくは市内に住民登録のある個人事業主

#### ○国との比較

国	市
・資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者（フリーランスを含む） ・医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者  ・医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人

#### 【参 考】本市の対象となる事業者（中小企業基本法に基づく）

業 種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※資本金の額または従業員数のいずれかを満たすこと

#### 3 要 件

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月～5月のいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ② 本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。

#### ○国との比較

国	市
2020年1月から12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で50%以上減少していること。	2020年2月～5月のいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。

※国の持続化給付金と重複して申請も可。

#### 4 申請期間

令和2年7月31日まで ※6月1日から受付を開始する予定

##### ○国との比較

国	市
令和3年1月15日まで	令和2年7月31日まで

#### 5 支給額

1事業者当たり20万円

#### 6 申請方法

メール、郵送または市役所（商工労働課）に直接提出

※小野田商工会議所、山陽商工会議所、山陽総合事務所、埴生支所、南支所でも提出可

#### 7 提出書類

- ・ 申請書
- ・ 2019年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え
- ・ 売上減少となった月の売上台帳等の写し及び売上減少となった月の比較月の売上台帳等の写し
- ・ 通帳の写し
- ・ 身分証明書の写し（個人事業者）
- ・ 同意書など

#### 8 予算 事業費 462,790千円

給付金	460,000千円
	(200千円×2,300社)
人件費	1,137千円
需用費（印刷代、消耗品費）	348千円
役務費（切手代、振込手数料、郵送代）	1,305千円

## 山陽小野田市国民健康条例改正要旨

- 1 保険料減免申請の期限について（条例第27条第2項に追加）  
現行・・・減免の申請は納期限前7日までに申請すること  
改正後・・・市長が特別な事情があると認めた場合については、上記の規定を過ぎても申請が可能
  
- 2 傷病手当金について  
改正後・・・傷病手当金を支給できる。

『傷病手当金』とは・・・

疾病にかかり又は負傷した場合において、報酬の全部または一部を受けとることができる者が、何らかの事由で受け取ることができなかった報酬を保障する制度である。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項による任意給付であり、これまで全国的に見ても傷病手当金の給付実績はない。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大を受け、感染拡大防止のため感染又は感染が疑われ就業できなかった国民健康保険加入中の被用者（雇われている人）に対し、『傷病手当金』を支給する。

- ① 対象者  
被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- ② 支給要件  
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- ③ 支給額  
直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×  
 $2/3 \times \text{日数}$   
※上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。
- ④ 適用  
令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額}$ $(A \times B / C)$
--

【表1】

$\text{対象保険料（税）額} = A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額 B： <u>世帯の主たる生計維持者の減少</u> することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

例) 50代の2人世帯で前年度の年間所得が310万円の世帯が、今年の所得が3割減少する場合

今年度年間保険料	466,900円 (A)
減少が見込まれる前年の所得額	3,100,000円 (B)
前年の世帯所得の合計額	3,100,000円 (C)

減免額

$$466,900 \text{円 (A)} \times 3,100,000 \text{円 (B)} / 3,100,000 \text{円 (C)} \times 8/10 \text{【表2】} = 373,520 \text{円}$$

減免後の保険料

$$466,900 \text{円} - 373,520 \text{円} = 93,380 \text{円}$$

(参考) 山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
平成19年11月27日  
条例第33号

改正平成20年8月12日条例第4号平成21年2月12日条例第2号  
平成21年7月3日条例第4号平成22年2月23日条例第3号  
平成23年2月9日条例第2号平成24年2月17日条例第1号  
平成25年2月14日条例第1号平成26年2月12日条例第1号  
平成27年2月16日条例第3号平成28年2月16日条例第5号  
平成29年2月6日条例第3号平成30年2月16日条例第4号  
平成31年2月15日条例第2号令和2年2月10日条例第5号  
令和2年4月27日条例第6号

## 目次

第1章総則（第1条）  
第2章医療給付（第2条）  
第3章保健事業（第3条）  
第4章保険料（第4条—第20条）  
第5章雑則（第21条）  
第6章罰則（第22条—第25条）

## 附則

第1章総則  
（趣旨）  
第1条（略）  
（葬祭費）  
第2条（略）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）  
第2条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号。以下「所得税法」という。）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健康保険法」という。）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に

服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3箇月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第2条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第2条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

## 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要

### 1 条例改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等に係る地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例の規定整備を行うもの。

### 2 主な改正の内容

#### (1) 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用

**附則第24条** 地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において条例に委任している事項の細目を定めるもので、申請時に不備等があった場合に申請書等の訂正又は添付すべき書類等の再提出期間を規定（第9条第7項）

#### (2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、  
○30%以上50%未満減少している者 2分の1

○50%以上減少している者 ゼロ

※この措置による減収額については、全額国費で補填

**附則第10条** 規定に法附則第61条及び第62条を加え、適用

#### (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

※今回の拡充による減収額については、全額国費で補填

**附則第10条** 規定に法附則第61条及び第62条を加え、適用

**附則第10条の2第27項** わがまち特例の特例率を「零」

#### (4) イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の

税額控除の対象とする。

税額控除割合：道府県民税 4 %、市町村民税 6 %※（合計最大 10 %）

※寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限

**附則第 25 条** 新たに加え、適用

#### **（5）自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長**

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

※この措置による減収額については、全額国費で補填

**附則第 15 条の 2** 令和 3 年 3 月 31 日までに改正

#### **（6）住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応**

所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

※今回の適用要件の弾力化による措置分については、全額国費で対応

**附則第 26 条** 新たに加え、適用

### **山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての概要**

#### **1 条例改正の趣旨**

新型コロナウイルス感染症等に係る地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例の規定整備を行うもの。

#### **2 主な改正の内容**

##### **（1）中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計画税等の軽減措置**

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする。

令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、  
○ 30 %以上 50 %未満減少している者 2 分の 1

○ 50 %以上減少している者 ゼロ

※この措置による減収額については、全額国費で補填

**附則第 16 項** 規定に法附則第 61 条を加え、適用

## 徴収の猶予制度の特例(案)

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合 (注) )	特 例 (案)
<p>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</p> <p>○ 原則として、担保の提供が必要。</p> <p>○ 延滞金は軽減(年1.6%)。</p>	<p>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。</p> <p>※ 前年同期比概ね20%以上の減</p> <p>※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</p> <p>○ 担保は不要。</p> <p>○ 延滞金は免除。</p>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

## 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置(案)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

### 対応(案)

- 以下の要件を満たす中小事業者等<sup>(※1)</sup>（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合を軽減する。

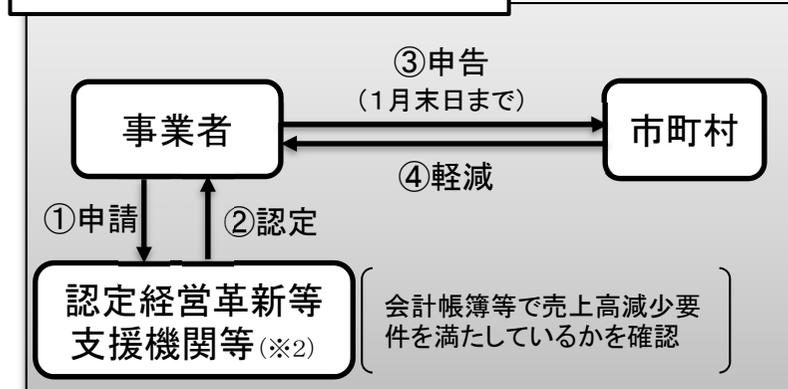
(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等<sup>(※2)</sup>の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

#### <軽減措置の流れ(イメージ)>



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

## 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長(案)

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

### 現行制度

- 以下の設備投資が対象。
  - 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。
    - ※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均 1%以上向上する一定のもの。
    - ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。

### 対応(案)

- 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。
  - 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
  - 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。
    - ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。

## イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る 個人住民税における対応(案)

### 対応方針(案)

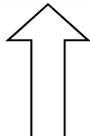
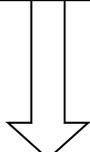
- 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。

税額控除割合:道府県民税4%、市町村民税6%※(合計最大10%)

※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8%

- 本特例を用いた寄附金控除の対象金額(対象となる寄附金額)は、所得税と同様の上限とする。

【参考】 現行の個人住民税における寄附金控除の対象(ふるさと納税を除く)

寄附金の区分		所得税	個人住民税
国に対する寄附金		○	×
指定寄附金 (公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)		○	<div style="text-align: center;">   <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     都道府県・市区町村が                      条例で指定※すれば ○                 </div>  </div>
特定公益増進法人に対する寄附金 (独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等)		○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
NPO法人に対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	
	② ①以外のNPO法人	×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

※ 住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要



## 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応(案)

### < 現行制度 >

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。
  - ※ 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)
  - ※ 令和3年(2021年)12月末入居分までの措置(所得税と同様)
- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

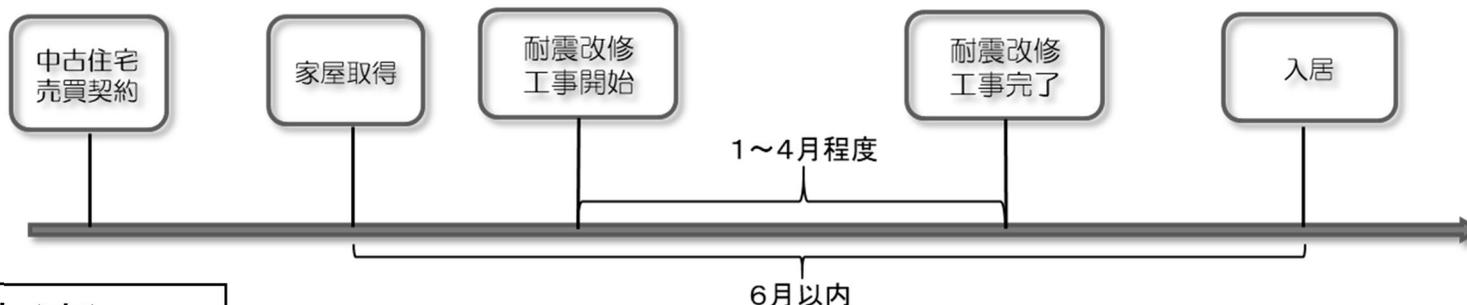
### 対応(案)

- 所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- 今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。

## 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化(案)

### < 現行制度 >

- 耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点に応じて一定の額に税率を乗じて得た額を減額する。



### 対応(案)

- 特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該特例措置を適用できることとする等所要の措置を講ずる。
    - ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったこと。
    - ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日まで締結していること。
    - ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。
- ※ 令和3年度末入居分までの特例措置